

守口市指定定期検査機関が行う特定計量器定期検査業務の基準

(趣旨)

第 1 条 この基準は、計量法（平成 4 年法律第 51 号。以下「法」という。）第 20 条第 1 項に基づく守口市の指定定期検査機関（以下「指定機関」という。）が行う業務に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務内容)

第 2 条 業務内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 法第 19 条第 1 項に基づく定期検査のうち、計量法施行令（平成 5 年政令第 329 号。以下「政令」という。）第 10 条第 1 項第 1 号に規定する非自動はかり（政令第 5 条第 1 号又は第 2 号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり（以下「検査対象計量器」という。）の定期検査（以下「定期検査」という。）に関すること。
- (2) 検査対象計量器を使用する者（以下「受検対象者」という。）にかかる実態調査に関すること。
- (3) 受検対象者に対する定期検査の通知に関すること。
- (4) 定期検査を受検した受検対象者（以下「受検者」という。）に対する特定計量器定期検査結果証明書の交付に関すること。
- (5) 定期検査に合格しなかった検査対象計量器（以下「不合格計量器」という。）の措置及び当該不合格計量器にかかる受検者への説明に関すること。
- (6) 受検対象者に対する法第 16 条に規定する使用の制限にかかる説明及び指導に関すること。
- (7) 定期検査を受検しなかった受検対象者に対する受検義務等の説明及び指導に関すること。
- (8) 受検対象者に対する検査対象計量器の使用方法的説明及び指導に関すること。
- (9) 定期検査手数料等の徴収事務に関すること。
- (10) その他定期検査について特に必要と認めること。

(定期検査の実施)

第 3 条 指定機関は、定期検査を、守口市が定めた定期検査実施計画に基づき行う。

2 定期検査の実施方法については、市が指定する区域（資料 1－1「定期検査実施区域」を参照。）を、所在場所検査方式で実施する。

3 定期検査のうち、大型計量器（秤量 1 t 以上のもの）・中型計量器（251kg 以上 1 t 未満のもの）の定期検査実施時期は、市が指定する区域のうち北地区実施年度とする。

(定期検査の方法)

第 4 条 定期検査の方法は、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）に定める方法及び指定機関が守口市の認可を受けた法第 30 条に基づく業務規程に基づき行う。

資料 1

(定期検査済証印等)

第 5 条 指定機関は、定期検査に合格した検査対象計量器には、定期検査済証印（資料 1－2「検査用品等一覧表」（以下、「資料 1－2」とする。）を参照。）を貼付する。

2 指定機関は、第 1 項の定期検査済証印を施錠可能な金庫等に保管するとともに定期検査済証印受払い簿（資料 1－2 を参照。）により管理しなければならない。

(定期検査の結果等の報告)

第 6 条 指定機関は、定期検査に係る次の各号の報告書等を各号ごとに定める期日までに作成し守口市に提出する。

(1) 定期検査業務作業報告書（資料 1－2 を参照。） 期日：業務実施日当日

(2) 定期検査業務月次報告書（資料 1－2 を参照。） 期日：業務実施月の末日

2 指定機関は、前項第 1 号から第 2 号までに定める報告のうち、定期検査業務作業報告書で記録した計量器の有無ならびに合格年月日または交換や追加をした計量器の情報を、守口市が指定する定期検査台帳及び電子データベースに記録をする。

3 指定機関は、その他必要な事項について守口市に報告する。

(受検対象者の実態調査)

第 7 条 指定機関は、資料 4「守口市計量器使用実態調査業務の基準」に基づき受検対象者の実態調査を行う。

(受検対象者への通知)

第 8 条 指定機関は、受検対象者に対して、定期検査の実施する日の 2 週間前までに、定期検査実施の日時やその他必要事項を記載した書面（資料 1－2 を参照。）で通知するものとする。ただし、やむを得ない場合には、電話等による方法により通知することができる。

(不合格計量器にかかる措置)

第 9 条 指定機関は、不合格計量器に検定証印又は基準適合証印（以下「検定証印等」という。）が付されているときは、その検定証印等を除去するとともに定期検査不合格証（資料 1－2 を参照。）を貼付し、当該不合格計量器にかかる受検者に対して定期検査不合格票（資料 1－2 を参照。）を交付するとともに当該不合格計量器の適正な措置について説明する。

(使用の制限にかかる措置)

第 10 条 指定機関は、法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当するもの（以下「使用の制限にかかる計量器」という。）を法第 2 条第 2 項で規定する「取引」又は「証明」に使用するもの（以下「法第 16 条対象店舗等」という。）を把握した場合は、当該法第 16 条対象店舗等に対し、法第 16 条に規定する使用の制限にかかる説明をするとともに使用の制限にかかる計量器の使用の中止を指導しなければならない。

(未受検者の取扱い)

第 11 条 指定機関は、未受検者に対して、定期検査の意義及び受検義務等を説明し、定期検査の受検を促す。

資料 1

(計量器の使用方法的指導)

第 12 条 指定機関は、受検対象者から受検対象計量器の適正な使用方法について質問等があった場合には、適切な説明及び指導をしなければならない。

(定期検査手数料等)

第 13 条 定期検査手数料については、守口市手数料条例（平成 12 年守口市条例第 3 号）に定める額とする。

(定期検査手数料等の徴収)

第 14 条 指定機関が行う手数料の徴収は、原則として検査を実施する際に現金で徴収し、守口市が指定する計量器定期検査手数料領収書（資料 1－2 を参照。）を受検者にわたすものとする。

(定期検査手数料等の徴収後の収納処理)

第 15 条 指定機関は、徴収した手数料を守口市所定の納付書により守口市指定金融機関又は収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）に、守口市が指定する日までに収納する。

2 指定機関は、徴収した手数料を指定金融機関等に収納するまでの間は、施錠可能な金庫等に保管する。

(手数料の徴収及び収納に係る諸帳簿の保存)

第 16 条 指定機関は、手数料の徴収及び収納に係る諸帳簿を作成し、徴収及び収納事務の処理状況を明らかにし、委託期間終了後 5 年間はこれを保存しなければならない。

(職員)

第 17 条 指定機関の本業務従事者は、守口市の指定機関であることを明示した身分証明証（資料 1－2 を参照。）を携帯し、受検者等に明示すること。

2 指定機関は、本業務従事者に対する管理上の責任を負い、服務規律を維持して秩序ある業務を行うこと。

3 指定機関の本業務従事者は、清潔な身だしなみに留意し、指定機関の業務従事者であることを明瞭にすること。

(守口市消費生活センターの使用)

第 18 条 指定機関は、本業務のうち守口市が指定する業務は守口市消費生活センターにおいて実施する。

2 指定機関は、本業務以外に守口市消費生活センター及び付帯設備を使用してはならない。

(守口市の検査設備等の使用及び管理)

第 19 条 指定機関は、守口市が所有する検査設備等を使用する場合は、本業務以外に使用してはならない。

(検査用品等)

第 20 条 前条のほか、本業務に必要な検査用品等については、原則として指定機関の負担とする。

資料 1

(事業計画等)

第 21 条 指定機関は、毎事業年度開始前にその事業年度にかかる事業計画書及び収支計画書を作成し、市長に提出しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 指定機関は、毎事業年度経過後 30 日以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、市長に提出しなければならない。

3 指定機関は、前項の収支決算書に係る諸帳簿等を作成し、委託期間終了後 5 年間はこれを保存しなければならない。

(費用負担及び損害賠償)

第 22 条 守口市と指定機関との費用の負担及び損害賠償については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) 検査設備等について、通常使用による自然消耗に伴う修繕費用等は守口市が負担するものとし、指定機関の責めに帰すべき事由による損耗等に伴う修繕費用等は指定機関が負担するものとする。

(2) 指定機関は、本業務遂行に伴って、指定機関の責めに帰すべき事由により、守口市又は第三者に損害をもたらしたときは、その損害に対する賠償責任を負う。

(3) 指定機関は、損害賠償保険に加入しなければならない。

(4) 検査設備等のうち、車両運行に伴って、自動車保険の対象となる対人・対物及び車両の事故をもたらしたときは、指定機関はその損害に対する賠償責任を負い、それに伴う一切の費用は指定機関の負担とする。

(5) 指定機関は、車両について自動車保険(任意保険)に加入しなければならない。

(立入検査)

第 23 条 守口市は、必要があると認めるときは、委託業務について守口市の職員に立入検査させ、指定機関の検査技術及び諸帳簿を実地調査し、指定機関から所要の報告を求め、又は指定機関に対し必要な指示をすることができる。

2 前項の場合において、指定機関は、その調査を拒み、妨げ、又は報告等を怠ってはならない。

(守秘義務)

第 24 条 指定機関は、本業務の履行を通じて知り得た相互の秘密を第三者に漏らしてはならない。指定機関は、本委託業務の履行に当たる指定機関の業務従事者についても同様の義務を負い、その責めを免れない。なお、本業務終了後も同様とする。

2 指定機関は、個人情報の取り扱いについて、漏えい、滅失、毀損及び改ざん防止のため適正な管理をしなければならない。また、業務上、やむを得ず個人情報の複写、複製の必要があるときは、最小限とし、使用後は廃棄しなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第 25 条 指定機関は、本業務に必要な電子データ等の使用にあたり、情報セキュリティ対策を徹底するために必要な措置を講じなければならない。

資料 1

(再委託)

第 26 条 指定機関は、本業務の履行にあたり、本業務を第三者に再委託することはできない。ただし、守口市の承認を得たものは、この限りではない。

(引き継ぎ)

第27条 本業務の終了に際し、守口市又は守口市が指定するものに、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。なお、引継ぎにかかる費用は指定機関の負担とする。

(協議事項)

第 28 条 守口市と指定機関とは、次の各号に掲げる事象が生じた場合は双方誠意をもって協議を行うものとする。

- (1) 計量法令等の改正があった場合
- (2) 計量法令等に関係する JIS 規格等の改正があった場合
- (3) この基準に定めた事項及びそれ以外の事項について疑義が生じた場合
- (4) その他市長が必要と認めたとき